緊急度判定の開始について

津市消防本部
通信指令課　通信指令担当
☎059-254-0119

緊急度判定とは

緊急度判定とは、指令センターにおいて、119番受報時に救急車を要請された場合、通報者から傷病者の症状等を聞き取り、生命の危険度や医療機関へ搬送する緊急性などを判断するものです。

これまでも、津市消防本部独自の手順で実施してきましたが、令和3年8月10日から、地域MC（医師会、医療機関、保健所、消防等で構成する「津・久居地域メディカルコントロール協議会」）が認定したプロトコル（手順書）に基づき、緊急度を判定し、出動隊の編成、ドクターヘリの要請、応急手当の口頭指導などを開始します。

例１　心肺蘇生の必要性が強く疑われると判定した場合

119番受報時に、心肺蘇生の必要性が強く疑われると判定した場合、救急車と同時に消防車を、または救急車を４人乗車で出動させます。

また、救急車が到着するまでに、速やかに応急手当（心臓マッサージ）が実施できるように、指令センターから必要な支援（口頭指導）を行います。

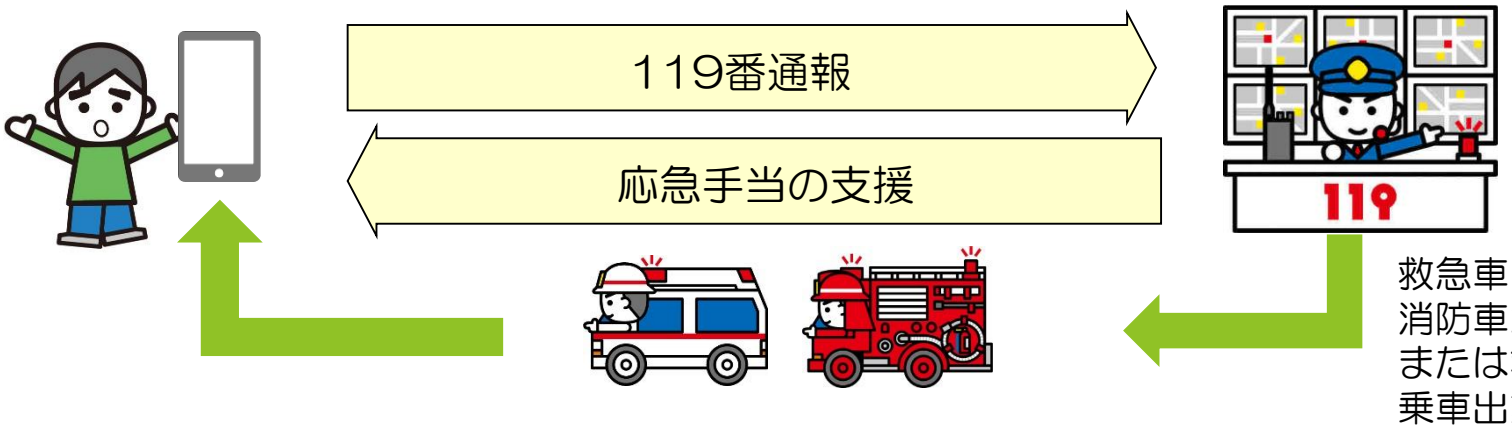

例２　緊急度が高く、陸路では医療機関への搬送に時間を要すると判定した場合

119番受報時に、緊急度が高く、陸路では医療機関への搬送に時間を要すると判定した場合、より早く医療行為を開始するため、救急車等を出動させるとともに、医師が同乗する三重県ドクターヘリを要請します。

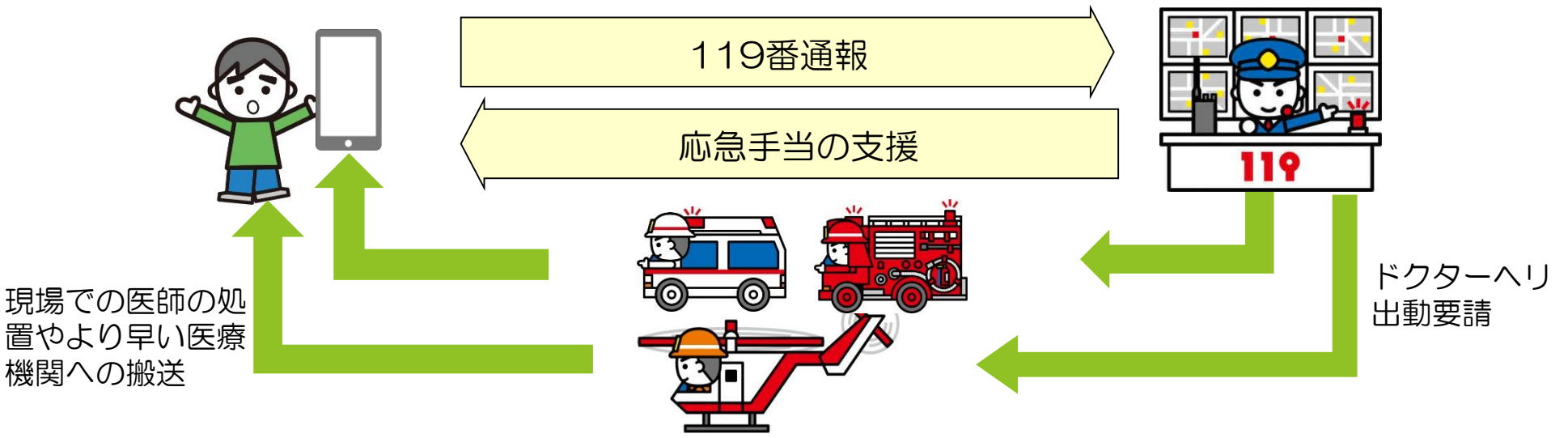

１１９番受報時に、応急手当の支援や傷病者の症状等を詳細に聞き取る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします